

年末調整や確定申告まで大切に保管を！ 国民年金の保険料控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務づけられています。

■ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

11月上旬に納付額を証明するはがきが日本年金機構から送付されています。証明内容は、今年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付額です。

年の途中から国民年金に加入した方や、10月以降に初めて保険料を納めた方については、平成25年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

この証明書は年末調整や確定申告の際に必要な添付書類ですので、紛失しないよう気を付けてください。紛失してしまった場合や届いていない場合は、再発行ができますので、下記までご相談ください。

◆ 問い合わせ

日本年金機構控除証明専用ダイヤル

☎0570(070)117
(ナビダイヤル)

※050(IP)・070(PHS)から始まる電話でおかけになる場合

☎03(6700)1130

受付時間

○月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

月曜日(月曜日が休日の場合火曜日)は午後7時まで

○第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日(土)～平成25年1月3日(木)はご利用できません。

工業統計調査へのご回答を！

工業の実態を明らかにするため、製造業を営む事業所を対象として、毎年12月31日現在で、工業統計調査を実施しています。

調査員が伺いますのでご回答をお願いします。

経済産業省 千葉県 横芝光町



冬の交通安全運動 ◎期間 12月10日(月)～31日(月)

<スローガン>

～醒めたはず その思い込みに 魔が潜む～

重点目標

1. 飲酒運転の根絶
2. 子どもと高齢者の交通事故防止
3. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

地域安全ニュース

「年末年始特別警戒取締り」を実施します

県警では12月10日(月)から平成25年1月3日(木)までの間、「年末年始特別警戒取締り」を実施します。この間、県警では、パトロールや交通取締りなどを強化しますが、みなさんも犯罪の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

<ひったくりに注意！>

被害者の約9割は女性です。また被害は夕方6時から夜11時台までの時間帯が約6割を占めています。年末年始はいつもより多額の現金を持ち歩く機会が多いので、一層の注意が必要です。

- バックはたすきがけ
- 手荷物持つなら歩道側
- 自転車かごには防犯カバー
- バイクの音には振り向いて

<空き巣被害を防止しましょう>

年末年始は、帰省や初詣などで家を空けがちです。空き巣に入られないように注意しましょう。

- 「光」の対策
建物の死角となる場所にセンサーライトや防犯カメラを取り付ける。
- 「時間」の対策
犯罪者が「時間がかかる」ように、窓やドアには補助錠、防犯フィルム、面格子などを設置する。
- 「音」の対策
死角となる場所の窓の下に、玉砂利や貝殻など音が出るものを敷く。